

幼児教育・保育の無償化について

子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まります。



■無償化の対象

教育・保育サービスを利用する「3～5歳児」、「住民税非課税世帯の0～2歳児」が対象です。

保育料以外の実費（教材費・行事費・食材費など）は、無償化の対象になりません。
利用する施設・事業、子どもの年齢、保育の必要性（就労している、病気や介護などで家庭保育ができない状況にあるなど）の有無により異なります。

施設類型 (サービス、事業)	保育の必要性	対象者 (4月1日時点の年齢)	無償化上限額 (月額)
認可保育所、認定こども園 ^(※1) 、 地域型保育事業	必要	非課税世帯の0～2歳児	全額 (上限なし)
		3～5歳児	
幼稚園	不要	3～5歳児 ^(※2)	25,700円
認可外保育施設、一時預かり事業、 ファミリー・サポート・センター事業、 病児保育事業、ベビーシッター	必要	非課税世帯の0～2歳児	42,000円
		3～5歳児	37,000円
幼稚園の預かり保育	必要	3～5歳児 ^(※3)	11,300円
障害児通園施設	不要	3～5歳児	全額 (上限なし)

※1 認定こども園のうち、教育時間（4時間程度）の利用者については保育の必要性は不要。

※2 満3歳から無償化の対象。

※3 非課税世帯の満3歳児（3歳になった日から、3歳になってから最初の3月31日までの間の子ども）の場合は、16,300円までが無償化上限額（月額）。

■必要な手続

無償化には、保護者が町へ申請し、認定を受ける必要があります。

藤崎町内の保育施設・事業所はすべて認可施設ですので、現在、支給認定（教育・保育給付認定）を受けて認可施設を利用している方は、保育料の無償化の手続は不要です。



※認可施設とは、保育所・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園（新制度移行済み）のことです。



認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育、幼稚園などの預かり保育などを利用している方は、保育の必要性がある場合のみ無償化の対象になりますので、「保育の必要性の認定（施設等利用給付の認定）」手続きが必要です。

※現在利用している方には、町から手続きに必要な書類を郵送しますが、万が一お手元に届かない場合は、お問合せください。 【お問合せ先：藤崎町住民課子育て支援係 TEL88-8184】

■給食の材料にかかる費用(給食費)の取扱いの変更

3～5歳児の副食費(おかず・おやつ)が実費負担となり、利用する施設へ支払います。

幼児教育・保育無償化に伴い、保育所や認定こども園の保育所機能を利用する3～5歳児（2号認定子ども）の副食費（おかず・おやつ）が実費負担となります。



現在、2号認定子どもの主食費（ごはん・パン）は、保育料と別に実費負担（藤崎町の施設は利用者が各自持参）となっていますが、副食費は保育料の一部として保護者が負担するという取扱いになっています。

保育料の無償化にあたり、3～5歳児については、幼稚園や認定こども園の幼稚園機能を利用する子ども（1号認定子ども）も2号認定子どもも、副食費を実費負担することになります。ただし、年収360万円未満の世帯や第3子以降などに対しては、新たに副食費の支払を免除する取扱いが行われるため、これまで納付していた保育料より副食費が高くなる、いわゆる逆転現象は生じません。



副食費支払免除の対象とならない場合は、各施設が定める額の副食費を、それぞれの施設へ納めていただくことになります。

0～2歳児（3号認定子ども）については、主食費・副食費とも保育料の一部として保護者が負担するという、現行の取扱いのままとなります。

認定区分	対象	費目	現行	10月～
教育認定1号 (1号認定子ども)	満3歳以上で幼稚園・認定こども園での教育を受ける子ども	主食費	実費徴収	実費徴収
		副食費	実費徴収 ※	実費徴収 ※
保育認定2号 (2号認定子ども)	満3歳以上で保育所・認定こども園での保育を受ける子ども	主食費	実費徴収	実費徴収
		副食費	保育料の一部	実費徴収 ※
保育認定3号 (3号認定子ども)	満3歳未満で保育所・認定こども園での保育を受ける子ども	主食費	保育料の一部	保育料の一部
		副食費	保育料の一部	保育料の一部

※低所得世帯は減免あり

詳しくは裏面 答8 をご覧ください。